

## 第2回規制改革推進会議終了後記者会見録

1. 日時：平成28年10月6日（木）12:30～12:55
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階408会議室

○大田議長 第2回規制改革推進会議が終わりましたので、報告させていただきます。

お手元に資料がございます。

最初に規制改革推進会議の進め方ということで、お手元の資料1-1から1-6まで議論をしまして、お手元の原案どおり決定いたしました。

ごらんいただくとわかりますが、資料1-2のような4つのワーキング・グループをつくる。それから、ホットラインの対策チームも設置するということです。

資料1-5「当面の重要事項」については簡単に補足いたします。

まず「農業の流通改革」は、生乳指定団体制度の見直しですとか、資材流通、生産加工のバリューチェーン改革というのは前会議からの引き続きで、農業ワーキング・グループが先行して議論しております。それに加えて、輸出ですとか、農業の6次産業化を阻害しているような法律、時代に合わないような法律を総点検していくというものです。

2番目「転職支援」は、アベノミクスの最初の段階で、失業なき労働移動ということを入閣が掲げておりました。前回の規制改革会議でも、この失業なき労働移動を支えるためにジョブ型正社員の雇用ルールの整備、雇用仲介事業の規制見直し、雇用終了のルールといったものを扱ってまいりました。今回の会議でも、この延長で、転職して不利にならない仕組みづくり、人材紹介の担い手の多様化、また転職の一環として、公務員の採用や転職というものを議論していきたいと思っています。

3番目「介護サービスの改革」。介護サービスは、現在は事実上、保険給付と結びついておりますので、給付を充実させるとそれだけ保険料の負担も増える。したがって、給付に制約があるという状況です。これですと、潜在的なニーズに応えられておりませんし、介護で働く方の給与も増えません。そこで、介護を厚みのあるマーケットとして育てて、保険給付と自己負担を組み合わせ、いろいろなサービスを購入できるようにするというのが介護サービスの多様化です。それから、特養への入所を待っておられる高齢者の方はたくさんおられます。ここの担い手を拡大して、特養においても多様な担い手が提供できるようにするという参入規制の緩和です。これは前回の規制改革会議でも取り上げましたけれども、引き続き検討していきたいと思っています。

4番目「デジタル社会進化のための規制の徹底改革」。日本には優れたITの技術があって、ニーズもある。しかし、規制が邪魔をして十分に活用されていないという事項をこの際、総ざらいしようというものです。例えば前回の規制改革会議では遠隔診療を取り上げ

ました。遠隔診療を広く実施できるようにはいたしました。診療報酬体系がITを前提にはしておりませんので、診療報酬の中に含まれていない。医師の側には遠隔診療を提供する十分なインセンティブがないといった問題がございます。これは一例ですけれども、このような例を総ざらいしていきたい。

5番目の「インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革」。来日客が増加するときに、どこでネックを起しているのかということ、これも総点検していきます。オリ・パラは、日本の生活の利便性ですとか、高い技術力を実感してもらうチャンスですので、そこに規制のネックはないのかということも総点検いたします。

この5つの重要事項のうち、1番目は農業ワーキング・グループ、2番目は人材ワーキング・グループ、3番目は医療・介護・保育ワーキング・グループ、4番目は投資等ワーキング・グループで議論をし、5番目は本会議案件といたします。

以上が規制改革推進会議の進め方です。

きょうは、この中で5番目のインバウンド支援のところで民泊の議論を行いました。既に閣議決定されて、今、法案作成の過程に入っているのですけれども、法案ができ上がっておりませんので、観光庁、厚生労働省をお呼びして途中経過を伺い、議論いたしました。

主な議論を紹介いたします。

第一に、日数の上限が180日となっています。今回初めてこの議論に参加される委員の方もおられますし、そもそも180日という設定は必要なのかという議論が出されました。上限日数が要るのかとか、根拠が不明確だと。質の高いサービスを提供する旅館・ホテルと民泊とは違うのだから、いいところを出し合っても競争する形でいいのではないのか。上限日数を見直せないのかという議論が出ました。それから、世界最先端のIT国家ということも掲げていながら、こういう新しいサービスに最初から制限を加えるのはいいのか。やってみてうまくいかなかったら制限するというのならわかるけれども、最初から制限するのはいいのかという議論が出ました。

これに対して私からは、180日という上限を設けたのは、規制改革会議としてもぎりぎりの選択であったことを説明しました。この問題は、住居専用地域、住宅街で宿泊を提供する、これをどう考えるのかというところがポイントでした。そこで、旅館・ホテルとのイコールフットィングということも踏まえ、また、政府全体での議論も踏まえ、180日という上限を設けたというわけです。それを説明しました。

ただ、これは法律実施後、状況に応じて見直すということが当然必要だと考えております。

これに関連しての意見として、180日という上限以外に、宿泊提供日数が連続していなければいけないとか、途中で変更してはいけないといった議論も出されているようですけれども、そういうのはとんでもない話であるという意見が出されました。

第二に、既存のホテル、旅館の見直しも重要ではないかという意見が出されました。民泊新法とは違う話として、既存のホテル、旅館の規制の見直しというものも必要なのでは

ないかと。例えば、現在、旅館・ホテルも既にサイト上での評価を受けているのに、それをみずから改善せずに新規参入者を制限するというのはおかしいので、やはり古い法律は真っ向から変えていくべきではないかという議論がありました。これについては厚生労働省からも、今、旅館業法を見直しているということでした。ただ、幾つかの要望を受けながらというお答えでしたので、これに対して委員からは、要望を受けてではなく、全体的に見直すべきではないかという意見が出ました。

旅館業法の見直しというのは、先ほどの重要事項の5に関係することですので、規制改革推進会議としても、今後、本会議で議論していきます。

第三に、「地域の実情に応じて」ということに関して意見が出されました。自治体から要望が出されて、「地域の実情に応じて条例で定める」ということになったと聞いております。これに対して、地方に行くと、旅館等の事業者の声もそれだけ強くなりますので、事実上民泊ができなくなるのではないかという御意見もありました。「地域の実情」というものなるべく過度な規制改革にならないようにしていくべきであると。それから、地方で条例を定めないと民泊ができないのではなくて、地域のほうで、何らか特別な状況があるときだけ条例を定める。それ以外は国でつくった法律に基づくというやり方が望ましいのではないかといった意見が出ました。

第四に、ITの活用について意見が出されました。そもそもシェアリングエコノミーを可能にしたのはITですので、さまざまな手続がウェブ上で完結しなければいけない。住民票を紙で出させるなどというのはとんでもないという意見が出されました。

第五に、今回、民泊については旅館業法とは異なる体系で、新法として出すという方向になっておりまして、これについては非常によいことだという意見が出されました。ただ、これは民泊だけというよりは、シェアリングエコノミーという新しいコンセプトのもとの法律にしてほしいという意見がありました。

最後に、今、観光庁が中心になって法案作成をしていて、いろいろな声を調整しているわけですが、”うまく折り合いをつける”というのではなくて、観光庁の役割を踏まえて、インバウンドを促進していく、民泊も推進していくという、その方向性を明確に持って法案作成をしてほしいと委員から要望が出ました。

主な意見は以上のとおりです。

次の議題は、地方における規制改革です。これは前回の規制改革会議からの引き続きになります。地方によっていろいろ取り扱いが違ふ。これは地方分権によるものともいえませんが、複数の県にまたがって行うビジネスの場合は、何らかの統一が必要なのではないかとということで前会議から議論を進めております。

今回真っ先にこの議題を取り上げましたのは、行政手続部会で、少なくとも書式は統一してほしいと。行政手続のコストを上げているのは、国との関係以上に、個々の自治体で異なる手続が必要になることが要因になっているという議論が出されたのを受けております。

これに対して幾つか出た議論を御紹介いたします。

分権化が進んで、規制の権限の主体が分散していることはいいことですし、地方分権の証でもあるわけですが、ビジネスという点で見ると、コスト増を招くし、何故様式が違うのか、何故やり方が違うのかという疑問が当然起こる。これに対して、地方分権だからという答えがよくなされるが、地方分権が悪いと言っているわけではないのだから、地方分権という名をかりて思考停止が起こってはいけない、という議論がありました。

それから、地方ごとに取り扱いが違う規制、例えばソフトクリームの例が出ましたけれども、かつてはそれぞれ自分たちでつくっていたから地域ごとに異なっていたが、今は機械を使ってソフトクリームはできるわけで、多くの問題は技術で解決できるようになっているのではないかと。そういう技術の進化、ITというものを踏まえて見直すべきではないかという意見がありました。

統一した書式をどうやって決めていくのかについては、地方六団体も含めてときちんと話し合う必要があるというご意見、また、新規の法律を出すときに最初にひな形を決めて提示していくことが必要ではないかといった議論が出ました。

このテーマは今後も本会議で議論していきますけれども、次回議論するときは、書式・様式の統一に焦点を当てて議論をしていきたいと思っております。

私からは以上です。

○司会 それでは、御質問のある方は挙手の上、私が指名しましたら、簡潔に、原則1問ずつでお願いいたします。

それでは、そちらの方。

○記者 簡潔に2点だけ。雇用ワーキング・グループがかつてありましたけれども、今回、人材ワーキング・グループとなりました。これは、これまでの領域を幅広く持たせたという認識でよろしいかということがまず1点です。

○大田議長 雇用というと、1つの会社の中での雇用というイメージがあって、したがって、ジョブ型のルールとか、そういう議論をいたしましたけれども、もっと社会全体で人材を最大限に活かすというときには、やはり労働移動をスムーズにして、成長分野に移りやすくする、また「移る」という選択を阻害しないようにできないかということで、今回、人材WGにしました。女性も、高齢者も、いろいろな人材を最大限活かすというメッセージを込めています。

○記者 あと1点だけ。議論の活性化のために各ワーキング・グループには専門委員という形の委員も必要かなと、これまでもあったかと思うのですが、きょう、専門委員の名前の発表には至らない感じでしょうか。

○大田議長 専門委員は総理の任命になりますので、まだ発表はしておりません。

○記者 議長任命ではないのですね。

○大田議長 違います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者 ワーキング・グループですが、この4つにした理由と、あと、先ほどの民泊と地方のところは本会議でということなのですから、その理由を教えてください。

○大田議長 4つにしたというのは、今、重要な分野はこの4つではないかと。余り多くなりましても、委員の人数は限られております。この4つは不可欠だということです。

民泊に関しては、5番目の課題、「インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革」というものの一部になりますので、本会議で議論いたしました。

前会議からの重点的フォローアップ事項のうち、各ワーキングで議論するものもありますが、いずれにも入らないものは本会議で議論していきます。民泊はフォローアップという意味もあります。それから、地方の規制改革は省庁横断的な規制になりますので、これは本会議で扱います。本会議で扱うものは、資料1-1の審議方法の「(2)本会議は、会議全体で取り組むべき重要課題、省庁横断的な課題、国家戦略特区と連携して全国での実施を目指す事項、等を取り扱う」。地方はこの2番目に該当いたします。また、これはフォローアップでもあります。

○記者 もう一点伺ってもよろしいですか。

重要事項の「転職支援」のところは、働き方改革実現会議でやっていることと重なるところがあるのかななどと思うのですけれども、その辺は連携とかそういうものはどのようにしていくのでしょうか。

○大田議長 まだ具体的な連携というのは議論しておりません。転職、移動というところで働き方改革実現会議がどのような議論をなさるかということもまだ見えておりません。人材ワーキング・グループと働き方改革実現会議というのは同じような雇用、働き方を扱いますが、働き方改革というのは政府を挙げて取り組むべき課題です。最後は総理がお決めになることではありますが、いろいろな角度で議論をしていくことが私は重要だと思っています。それが多様な声を反映することにもつながると思っておりますので、規制改革推進会議としては、今回は転職という移動の部分に焦点を当てて規制改革事項を議論したいと考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者 資料1-5の重要事項の「介護サービス改革」についてお伺いしたいのですけれども、簡潔に2点。

介護保険給付と自己負担の組み合わせですが、これはいわゆる混合介護の議論を深めていくという理解でいいのかというのが1点。

あと、特養についての参入規制の緩和はどういった問題意識に基づいているものかということをお教えいただいてもよろしいでしょうか。

○大田議長 まず1番目は、混合介護の議論を深めるということです。

2番目は、介護の担い手についての規制は、経営形態による参入規制、それから需給調

整による参入規制という2つがございますが、現に介護を必要として待っておられる方、特別養護老人ホームが対象とする要介護度の高い方もたくさんおられますので、この担い手を多様化できないか、広げられないかという問題意識で議論をいたします。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 この列の後ろから3人目の方。

○記者 重要事項の5番のところでお伺いしたいのですけれども、シェアリングエコノミーの関連で、民泊に関する議論はかなり進んだと思うのですが、ライドシェアの絡みの議論は5番目のところでやっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○大田議長 候補の1つにはなるとは思いますが、5番目で何を議論するのかはまだ検討しておりません。今後決まり次第、御報告いたします。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかは。

○記者 タスクフォースの件なのですけれども、今回、4つのワーキング・グループのほかにタスクフォースを設置した狙いを一つ教えていただきたいのと、どういうテーマを扱うことを想定しているのか。

あと、主査として八代さんを選んでいらっしゃいますが、期待することがあれば教えてください。

○大田議長 タスクフォースは本会議で扱う案件のうち、一から全員で議論するより最初に専門的なことを検討し、その後本会議で議論したほうが良いというテーマがあった場合に置くというものです。

前の規制改革会議では、健康・医療ワーキング・グループがあったのですが、保育を議論するという事になっていなかったのです。そこで保育を扱うときにはタスクフォースを設置して、どのような問題があるかを専門的見地から少しもんで本会議案件にしたということがございます。

特区で扱っていたものを全国展開する場合、これもワーキングでやる場合もあると思いますが、本会議で扱う場合、全国展開の場合にどういう問題があるかを専門的に検討した上で議論することもあると思います。その他、本会議で扱うべき課題がこれから出てきたときにタスクフォースを設置することもあるかと思えます。

八代先生にお願いしたのは、八代先生は長い間、規制改革に携わっておられますので、横断的事項についてもよく御存じですし、特区のワーキング・グループのメンバーでもいらっしゃるということがあります。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

○記者 転職して不利にならない仕組みづくりのところ、これはどの程度のことまで想定されているのか。支援金の拡充とかいろいろあると思うのですけれども、差し支えない範囲でお願いできればと思います。

○大田議長 この際、不利益になるものを総ざらいしてみようかなと。先ほどから総ざら

いという言葉を何度か申し上げておりますが、これからの3年間というのは日本経済にとって大変重要なときですので、どこに問題があるのかを総ざらいしたいと思っております。

転職に関して言いますと、前の会議でやったような事項もありますが、加えて、これは規制の範疇を超えるのですけれども、税制上も退職金課税は25年を超えると有利になる。それから、企業年金もポータビリティが確保されていないといった問題があります。職業訓練はこれで十分なのかといった問題もあります。したがって、転職して不利にならない仕組みづくりというのは、規制改革推進会議だけではなくて、経済財政諮問会議とか、そういうところにも働きかけて議論できればいいなと思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、そろそろよろしゅうございますか。

ないようですので、ここで記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。

○大田議長 ありがとうございました。